fax 086-224-2143

2020年12月12日

岡山県総合政策局政策推進課政策班御中

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　岡山市北区下伊福西町1-53

ＮＰＯ法人地域人権みんなの会

会長　　中島純男

**第3次晴れの国おかやま生き活きプラン素案に対するパブリックコメント**

貴職が第3次晴れの国おかやま生き活きプラン策定にあたり、素案を公表し、県民からの意見を求められる姿勢を示されていますことに敬意を表します。

　貴職がパブリックコメントを通じて県民の要望や置かれている状況を汲み取り、よりよいプラン策定に結びつけていただくこと、および県民の人権を保障しさらに進展させることを願って意見を提出します。

　貴職の誠意ある対応をお願いいたします。

**1、「晴れの国おかやま生き活きプラン」で取り組んできた成果と課題を明らかにすべき**

2013(平成25)年8月29日に 第３次おかやま夢づくりプランを改定して、「晴れの国おかやま生き活きプラン」が策定され、現在第3次策定の素案が県総合政策局から提示されています。

　このプランは県政の最上位に位置づけられています。それだけに、2013年からそのプランをもとに県政をすすめてきた7年余りの成果と課題をまず明らかにされるべきではないでしょうか。

最低限、2017年策定の「新晴れの国おかやま生き活きプラン」のどの内容をどのように評価して今回の第3次案にどのように変化させたか、その内容は説明されるべきだと思います。教育の分野で学力テスト10位以内を取りやめたことなども、きちんと説明すべきと思います。

この素案の第１章 基本的な考え方　３ プラン推進の基本姿勢、(3) 時代の要請に応える政策推進に、キ ＰＤＣＡサイクルの実施を掲げられています。この基本的な考え方を、まずはこの第3次プラン素案でも生かすべきだと思います。

**2、誰がプランを実施するのか、県民はどういう立場なのかを明示すべき**

　第5次岡山県人権政策推進指針は、県知事から諮問を受けた岡山県人権政策推進審議会が答申したものを元にした素案を提示してパブリックコメントを受け付けています。岡山県人権教育推進プランも岡山県人権教育推進委員による答申がもとに論議されてパブリックコメントを受けたのちに策定されています。

　しかし、生き活きプラン素案は県知事の権限で県当局がまとめられているとみうけられます。その制定過程の手続きの違いはどういう理由でおこるのでしょうか。

第３次晴れの国おかやま生き活きプランは、県政において最上位に位置付けられる総合的な計画、県政推進の羅針盤、将来の目指すべき岡山の姿を描く長期構想と位置付けられています。それだけにより多くの県民的な意見が反映すべきではないでしょうか。

なお、県民は「顧客」という立場だけでよいのでしょうか。それとも生き活きプラン実施の上で推進者の立場になるべきと捉えられているのでしょうか。生き活きプランは、県職員が県政を執行するうえのものとして位置づけられているのでしょうか。その点も含めて明らかにされるべきだと思います。

**3、憲法や岡山県人権政策推進指針などの関連が見受けられない、整理をしてほしい**

　県民から信頼が寄せられないといかなる政策やプランも実効性は発揮されないと考えます。県政において最上位に位置付けられる総合的な計画としての生き活きプランとされるならば、県民の人権に基づく施策の施行が基本です。その姿勢で県政を推進すればより日本国憲法が輝くものになると思います。まったく憲法に触れていないことは奇異に感じます。ぜひ、新たに挿入してください。

　また、県人権政策推進指針は策定されてから20年が経過しました。それ以外にも、人権にかかわる重要な指針、計画などを県自体が策定し実行されてきています。それらが生き活きプランとどのように関連しているのか、明示されていません。個別に人権課題を少し言及していますが、その点だけに絞ってでも、指針、計画などとの関連を示すべきです。ぜひ、関連させて挿入してください。

**4、「顧客重視」の表現を見直し、「コスト意識」の強調は控えてください**

　地方自治法には、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と明示されています。本来、費用の多寡にかかわらず、県民の生命、暮らしと福祉にとって不可欠な事業は「コスト意識」以前の問題として実施する責務を行政は担っているはずです。今日の新型コロナウイルス対策もそのようにとらえるべきです。

「顧客」というとらえ方も、地方自治法の第一義的な責務の軽視に映ります。

　ぜひ、県民重視の視点での記載にしていただくよう、再考してください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上